

台風の接近等の荒天及び大規模地震の発生に対する基本的な対応について(令和8年6月改訂)

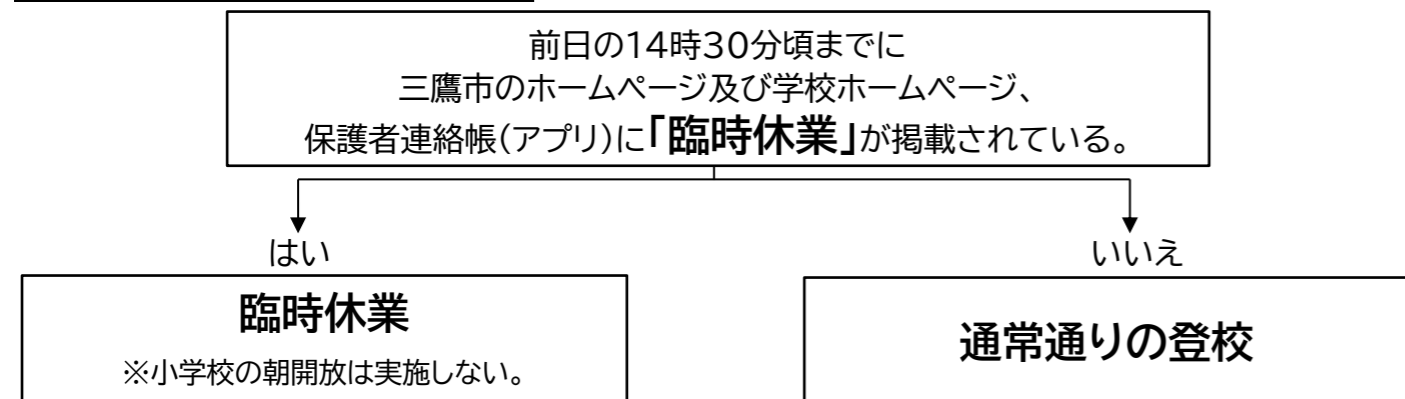
にしみたか学園三鷹市立第二小学校

本校では、台風の接近等の荒天及び大規模地震の発生に対する基本的な対応について以下のガイドラインに基づいて判断しています。下記の判断基準を原則といたしますので、ご家庭のご理解とご協力をお願いします。

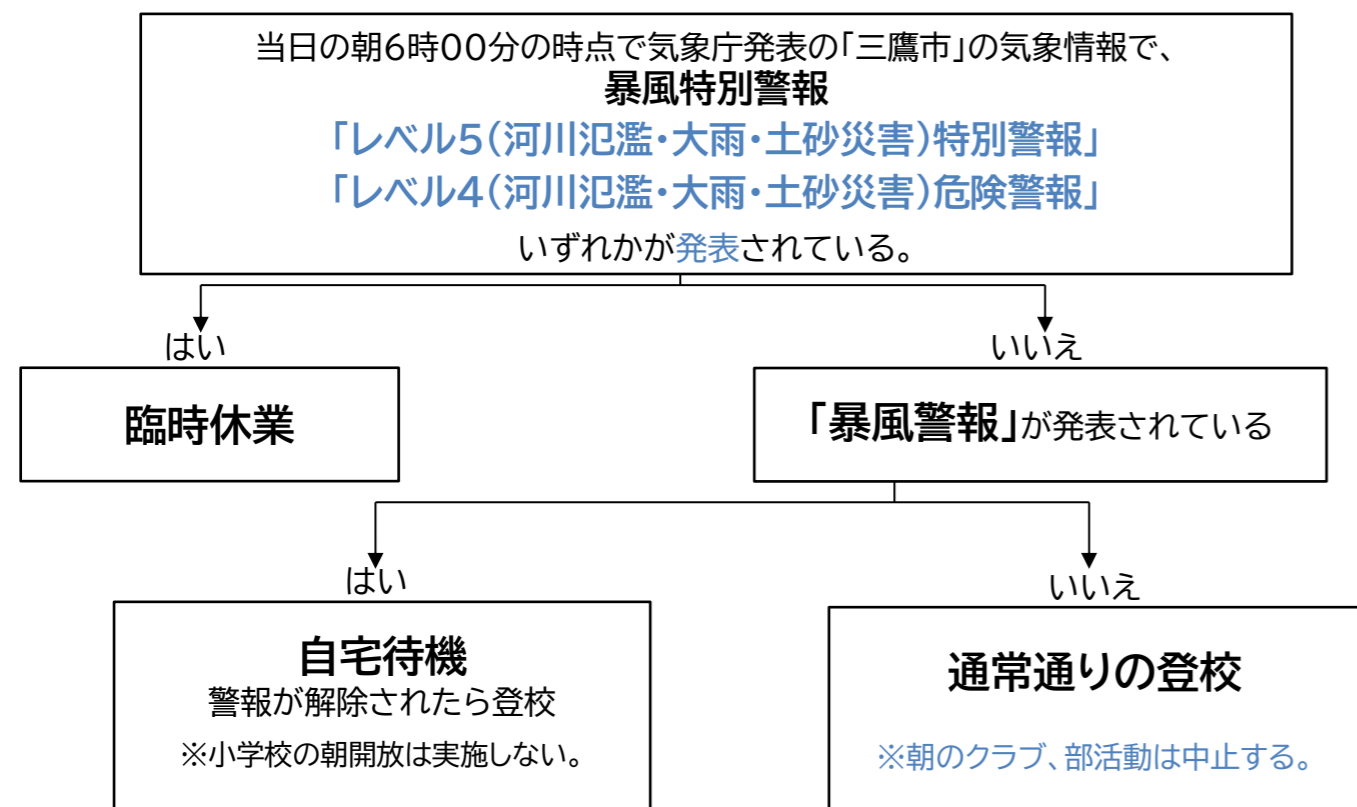
台風の接近等の荒天の場合

以下の判断基準は原則です。危険が予想される場合は、以下の基準にかかわらず保護者の判断で自宅待機をさせたり、遅らせたりしてください。その場合には、「欠席」や「遅刻」の扱いとはなりません。
登校を見合わせたり、遅延したりする場合は必ず学校に連絡ください。

1 前日に「臨時休業」を決定する場合



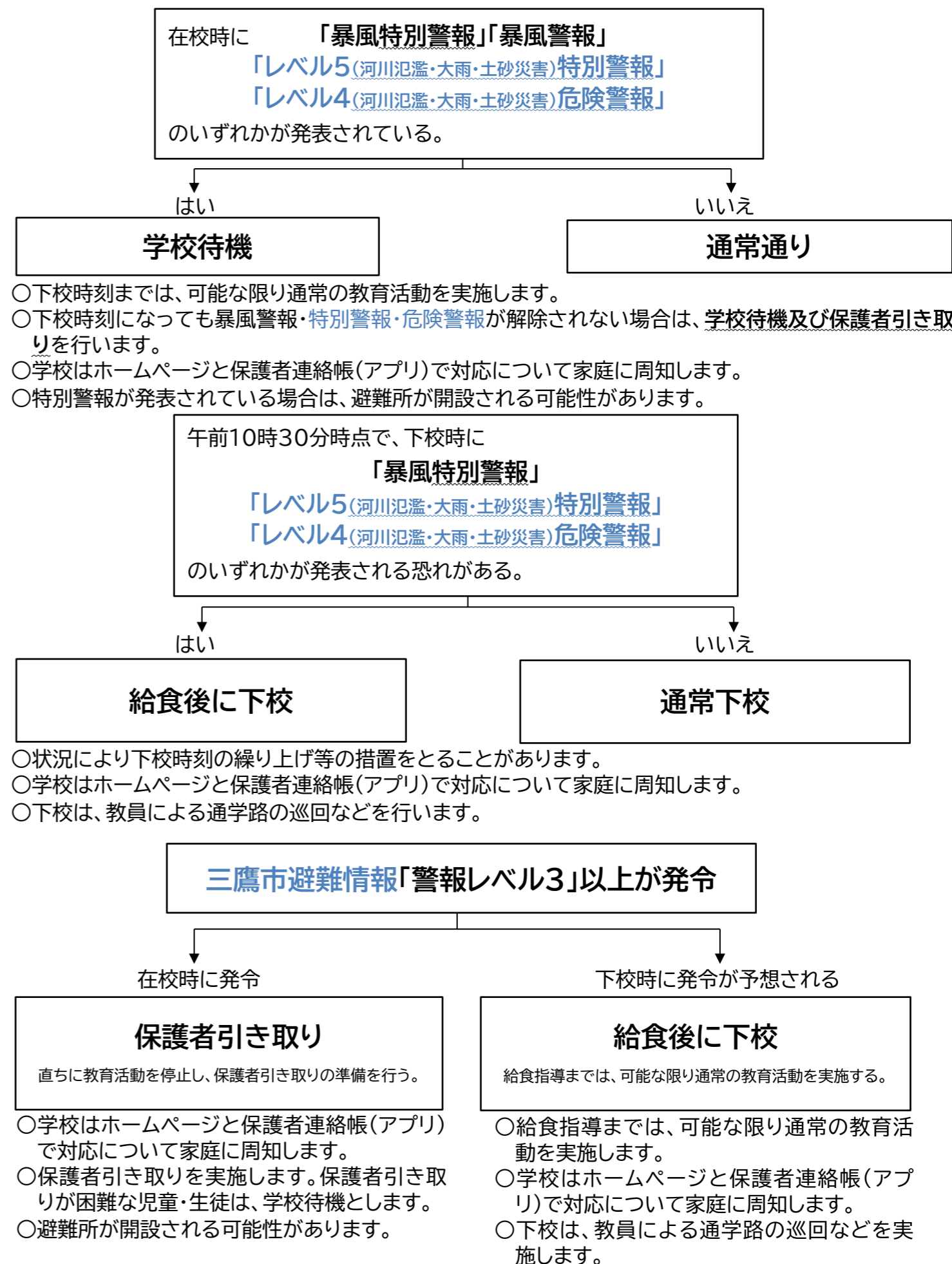
2 前日に「臨時休業」としなかった場合の判断基準の基本(当日の午前6時00分の時点で判断)



※「レベル5特別警報」「レベル4危険警報」が発令されていない場合は通常通りの登校となります。

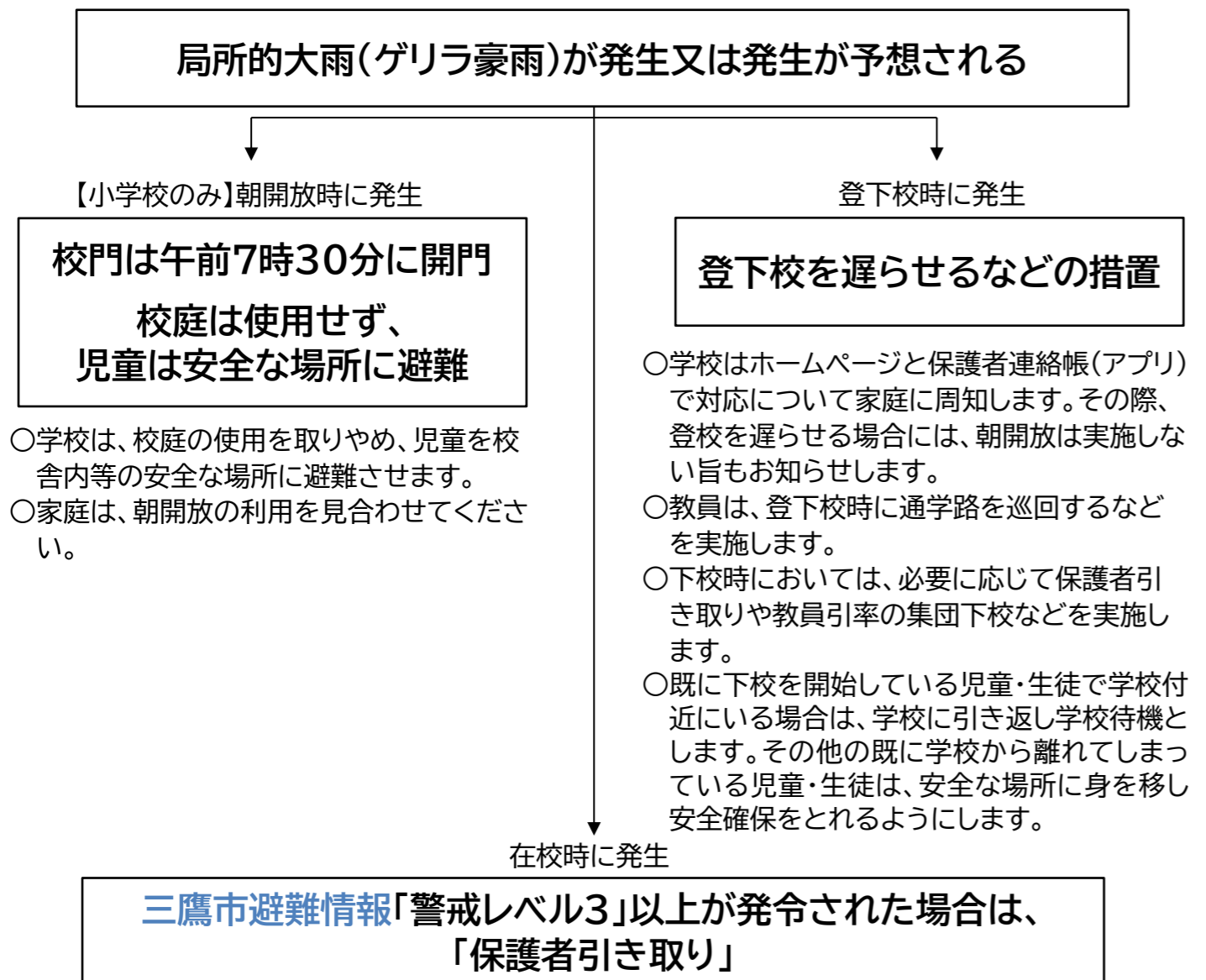
3 登校後における判断基準の基本

※保護者引き取りをお願いする場合があります。その際には、ご協力をお願いします。



4 局所的大雨(ゲリラ豪雨)等の対応

- 登下校時に発生する恐れがある場合は、登下校を遅らせる場合があります。
- 登下校時に発生した場合は、安全な場所に身を移し安全確保をとれるように日頃より指導してまいります。
- 下記の判断基準は原則であり、保護者の判断で登校を見合わせたり、遅らせたりしても構いません。その際、安全確保のために自宅待機をしたり、登校を遅らせたりした場合には「欠席」や「遅刻」の扱いとはなりません。その際には、学校にご連絡ください。



大規模地震が発生した場合

大規模地震特別措置法に基づく、**警戒宣言が発令された場合**や**震度5弱以上の規模の地震が発生した場合**の対応は、原則として次のとおりとします。

1 登校前の対応

- ◆ 児童・生徒は、学校から連絡があるまでの間、「自宅待機」とします。
- ◆ 学校は、市の災害対策本部又は教育委員会からの指示に基づき、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」を決定します。
- ◆ 学校は、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」の決定をしたときは、電話、保護者連絡帳(アプリ)、学校ホームページ等により、その旨を保護者に連絡します。

2 在校中の対応

- ◆ 学校は、直ちに**教育活動を中断**し、児童・生徒の安全確保を徹底するとともに、保護者への引き渡し等により帰宅させる準備を行います。
- ◆ 学校は、電話、保護者連絡帳(アプリ)、学校ホームページ等により、児童・生徒の安否、学校の被害状況、保護者への引き渡しを行うこと等を保護者に連絡します。
- ◆ 児童・生徒の帰宅方法は、原則として保護者の来校による**引き取り**とします。
- ◆ 保護者の引き取りまでに時間を要するなど帰宅が困難な児童・生徒については、学校において、**飲食、防寒等の必要な対応**をとります。

3 登校・下校途中の対応

- ◆ 学校は、通学路等を巡回し、児童・生徒の安全確保にあたり、学校に誘導します。(下校中の児童・生徒は、学校に戻します。)
- ◆ 児童・生徒が学校に到着した後の対応は、在校中に準じます。
- ◆ 児童・生徒が帰宅していた場合は、安全な状況であるか確認に努めます。

* テレビの天気予報、気象庁のホームページ、気象庁177天気予報電話サービス等で最新の気象情報を確認してください。

気象庁 気象警報・注意報(三鷹市)
https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=class20s&area_code=1320400&lang=ja
気象庁 高解像度ナウキャスト
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/nowcast/kurashi/highres_nowcast.html
東京アメッシュ
<http://tokyo-ame.jwa.or.jp/>